

## 兵庫県指定認定事務支援法人指定基準

### (目的)

第1条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の12第1項の規定による指定認定事務支援法人（以下「指定認定事務支援法人」という。）の指定にあたっては、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この基準によるものとする。

### (事務所の所在地)

第2条 指定認定事務支援法人の指定を受けようとする者の事務所は、次の各号のすべてに該当しているものとする。

- 一 登記簿等に記載されている主たる事務所の所在地が兵庫県内にあること
- 二 法第5条の12第1項に規定する事務（以下「認定支援事務」という。）を行う事務所が兵庫県内にあり、かつ、県民の利便性から見て適当な場所にあること

### (個人情報の安全管理措置)

第3条 個人情報の安全管理を厳格に行い、個人情報の盗難又は紛失、機器・媒体等の外部持ち出し等ができないよう必要な措置を講じるものとする。

### (経理的基礎の確保)

第4条 省令第1条の12第1号に規定する経理的基礎とは、次の各号とする。

- 一 指定前1年間において、経営状況が安定していること。
- 二 指定後において前号と同様の経営状況が維持されること

### (技術的基礎の確保)

第5条 省令第1条の12第1号に規定する技術的基礎とは、次の各号とする。

- 一 法及び関係法令を熟知していること
- 二 マンション管理に関する業務において良好な実績を有していること

### (法人の役員又は職員の構成)

第6条 省令第1条の12第2号に規定する認定支援事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない法人の役員又は職員の構成とは、次の各号とする。

- 一 公益財団法人マンション管理センターが実施する、認定基準の内容やその確認方法等を習得するための講習を修了したマンション管理士が3名以上所属していること
- 二 マンション管理士が管理組合からの委託を受けて申請書類の作成等に関する支援を行った場合、自らが関わる認定支援事務に当該マンション管理士を携わらせないようにする体制を整備すること

(組織・運営体制の整備)

第7条 省令第1条の12第3号に規定する認定支援事務以外の業務を行うことによって認定支援事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとは、業務に専念できる組織・運営体制を整備するものとする。

(十分な適格性の確保)

第8条 省令第1条の12第4号に規定する認定支援事務を行うにつき十分な適格性を有するものとは、第6条第1号に適合するものとする。

附則

この指定基準は、令和4年4月1日より施行する。